

千葉県林地開発許可審査基準新旧対照表

改 正	現 行
千葉県林地開発許可審査基準	千葉県林地開発許可審査基準
目次	目次
第1章 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1	第1章 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
第1 趣旨	第1 趣旨
第2 定義	第2 定義
第2章 審査基準	第2章 審査基準
第1 一般的事項・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2～P 3	第1 一般的事項・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2～P 3
1 開発行為の実施の確実性	1 開発行為の実施の確実性
2 適正な開発規模	2 適正な開発規模
3 全体計画との関連性	3 全体計画との関連性
4 一時的な開発行為	4 一時的な開発行為
5 森林施業への影響	5 森林施業への影響
6 残置森林等の維持管理	6 残置森林等の維持管理
7 現場責任者の配置	7 現場責任者の配置
8 申請者の要件	8 申請者の要件
第2 災害の防止（法第10条の2第2項第1号関係事項）・・・・ P 4～P <u>1 3</u>	第2 災害の防止（法第10条の2第2項第1号関係事項）・・・・ P 4～P 1 2
1 土砂の移動量に関する基準	1 土砂の移動量に関する基準
2 切土及び盛土に関する基準	2 切土及び盛土に関する基準
3 擁壁の設置、その他のり面崩壊防止の措置に関する基準	3 擁壁の設置、その他のり面崩壊防止の措置に関する基準
4 切土及び盛土のり面の保護に関する基準	4 切土及び盛土のり面の保護に関する基準
5 えん提の設置等に関する基準	5 えん提の設置等に関する基準
6 雨水等の排水施設に関する基準	6 雨水等の排水施設に関する基準
7 調節池、浸透池及び沈殿池の設置に関する基準	7 調節池、浸透池及び沈殿池の設置に関する基準
8 飛砂及び落石等の災害対策に関する基準	8 飛砂及び落石等の災害対策に関する基準
<u>9 仮設防災施設の設置等に関する基準</u>	<u>(新設)</u>
<u>1 0 防災施設の維持管理に関する基準</u>	<u>(新設)</u>
第3 水害の防止（法第10条の2第2項第1号の2関係事項）・・・・ P <u>1 4</u>	第3 水害の防止（法第10条の2第2項第1号の2関係事項）・・・・ P 1 3
1 調節池の設置に関する基準	1 調節池の設置に関する基準
第4 水の確保（法第10条の2第2項第2号関係事項）・・・・ P <u>1 5</u>	第4 水の確保（法第10条の2第2項第2号関係事項）・・・・ P 1 4
1 水量の確保に関する基準	1 水量の確保に関する基準
第5 環境の保全（法第10条の2第2項第3号関係事項）・・・・ P <u>1 6</u> ～P <u>2 2</u>	第5 環境の保全（法第10条の2第2項第3号関係事項）・・・・ P 1 5～P 2 1
1 残置森林等に関する基準	1 残置森林等に関する基準
2 騒音及び粉塵等による影響の緩和に関する基準	2 騒音及び粉塵等による影響の緩和に関する基準
3 景観への影響の緩和に関する基準	3 景観への影響の緩和に関する基準
第6 太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為に関する事項 （法第10条の2第2項第1号及び3号関係事項）・・・・ P <u>2 3</u> ～P <u>2 5</u>	第6 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為に関する事項 （法第10条の2第2項第1号及び3号関係事項）・・・・ P 2 2～P 2 4
1 雨水等の排水施設に関する基準	1 雨水等の排水施設に関する基準
2 太陽光発電設備を自然斜面に設置する場合の基準	2 太陽光発電施設を自然斜面に設置する場合の基準

千葉県林地開発許可審査基準新旧対照表

改 正	現 行
3 残置森林等に関する基準	3 残置森林等に関する基準
第3章 審査の対象	第3章 審査の対象
第1 審査の対象 P <u>26</u>	第1 審査の対象 P 25
附 則	附 則
第1 施行期日 P <u>27</u>	第1 施行期日 P 26
第2 経過措置 P <u>27</u>	第2 経過措置 P 26

改 正	現 行
<p>第1章 総則 (省略)</p> <p>第2章 第1 一般的事項 (省略)</p> <p>1 開発行為の実施の確実性 次の(1)から(4)の事項のすべてに該当すること。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等<u>(他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続)</u>を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であるものと認められること。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>2～8 (省略)</p>	<p>第1章 総則 (省略)</p> <p>第2章 第1 一般的事項 (省略)</p> <p>1 開発行為の実施の確実性 次の(1)から(4)の事項のすべてに該当すること。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であるものと認められること。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>2～8 (省略)</p>

改 正	現 行
<p>第2 災害の防止（法第10条の2第2項第1号関係事項）</p> <p>1～4 （省略）</p> <p>5 えん堤の設置等に関する基準</p> <p>開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤の設置及び森林の残置等の措置が適切に講じられているものと認められること。</p> <p>えん堤は次の(1)から(3)に掲げる基準により設置されていること。</p> <p>(1) えん堤の堆砂容量は、開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂しうるものであること。</p> <p>この場合、開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合には200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合には600立方メートル、それ以外の場合では400立方メートルを標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。</p> <p>ただし、えん堤の管理が適切に行われ、随時堆積土砂を排除することができる構造である場合には、別に算定した値とすることができる。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) （省略）</p> <p>6 雨水等の排水施設に関する基準</p> <p>（省略）</p> <p>(1) 排水施設の断面は、次のアからウの基準により決定されていること。</p> <p>ア （省略）</p> <p>(ア) （省略）</p> <p>(イ) （省略）</p> <p>(ウ) 前式の適用に当たっては、次のaからdまでによるものであること。</p> <p>a 林地等地表状態別の流出係数は、表2を参考にして定められていること。</p> <p>b 設計雨量強度は、次のcによる単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とされていること。</p> <p><u>ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号ロ又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。</u></p>	<p>第2 災害の防止（法第10条の2第2項第1号関係事項）</p> <p>1～4 （省略）</p> <p>5 えん堤の設置等に関する基準</p> <p>開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤の設置及び森林の残置等の措置が適切に講じられているものと認められること。</p> <p>えん堤は次の(1)から(3)に掲げる基準により設置されていること。</p> <p>(1) えん堤の堆砂容量は、開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂しうるものであること。</p> <p>この場合、開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり年間200立方メートルから400立方メートルを標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。</p> <p>ただし、えん堤の管理が適切に行われ、随時堆積土砂を排除することができる構造である場合には、別に算定した値とすることができる。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) （省略）</p> <p>6 雨水等の排水施設に関する基準</p> <p>（省略）</p> <p>(1) 排水施設の断面は、次のアからイの基準により決定されていること。</p> <p>ア （省略）</p> <p>(ア) （省略）</p> <p>(イ) （省略）</p> <p>(ウ) 前式の適用に当たっては、次のaからdまでによるものであること。</p> <p>a 林地等地表状態別の流出係数は、表2を参考にして定められていること。</p> <p>b 設計雨量強度は、次のcによる単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とされていること。</p>

千葉県林地開発許可審査基準新旧対照表

改正	現行
<p>c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表3を参考として用いられていること。</p> <p>d 設計雨量強度は「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引」（千葉県）によることとして差し支えない。</p> <p>イ 排水施設の断面は、雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていつ水による影響の大きい場合には、これらを考慮し、アで求められた断面より<u>一定程度</u>大きく定められていること。</p> <p><u>ウ 調節池の下流に位置する排水施設については、調節池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表3を参考として用いられていること。</p> <p>d 設計雨量強度は「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引」（千葉県）によることとして差し支えない。</p> <p>イ 排水施設の断面は、雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていつ水による影響の大きい場合には、これらを考慮し、アで求められた断面より大きく定められていること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p>

改正	現行
<p>7 調節池、浸透池及び沈殿池の設置に関する基準 (省略)</p> <p>(1) 調節池は、次のアからウに掲げる基準により決定されていること。 (省略)</p> <p>ア 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮のうえ、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。 <u>ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。</u></p> <p>また、<u>開発行為の施行期間中における調節池の堆砂量を見込む場合にあって、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られないときには200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高いときには600立方メートル、それ以外の場合には400立方メートルとするなど、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とする</u>こと。</p> <p>イ 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては<u>200</u>年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムにおける場合の1.2倍以上のものであること。</p> <p>ウ 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。 <u>ただし、やむを得ず浸透池を設置する場合には、(2)によること。</u></p> <p>(2) 浸透池は、次のアからキの基準により決定されていること。 (省略)</p> <p><u>ア 浸透池は、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。</u></p> <p><u>イ</u> 浸透池は、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の雨水の浸透によって地盤の安定性が損なわれるおそれのある区域及びその影響範囲に設置しないこと。</p> <p><u>ウ</u> 浸透池の設置にあたっては、浸透地盤のボーリング調査等による地下水位及び土質試験又は浸透試験により把握した浸透地盤の浸透能力を基に、30年確率で想定される雨量強度における貯留容量及び浸透面積が確保されるものであること。</p> <p>ただし、浸透地盤の浸透能力の算定にあたっては、既許可区域又は周辺の開発区域と同様な土質が出現することが明らかであり、当該区域における浸透地盤の浸透能力が想定できる場合には、既往の資料を使用することとして差し支えない。</p>	<p>7 調節池、浸透池及び沈殿池の設置に関する基準 (省略)</p> <p>(1) 調節池は、次のアからウに掲げる基準により決定されていること。 (省略)</p> <p>ア 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮のうえ、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。</p> <p>また、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量<u>が見込まれている</u>こと。</p> <p>イ 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては<u>100</u>年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムにおける場合の1.2倍以上のものであること。</p> <p>ウ 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。</p> <p>(2) 浸透池は、次のアからカの基準により決定されていること。 (省略)</p> <p><u>ア</u> 浸透池は、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の雨水の浸透によって地盤の安定性が損なわれるおそれのある区域及びその影響範囲に設置しないこと。</p> <p><u>イ</u> 浸透池の設置にあたっては、浸透地盤のボーリング調査等による地下水位及び土質試験又は浸透試験により把握した浸透地盤の浸透能力を基に、30年確率で想定される雨量強度における貯留容量及び浸透面積が確保されるものであること。</p> <p>ただし、浸透地盤の浸透能力の算定にあたっては、既許可区域又は周辺の開発区域と同様な土質が出現することが明らかであり、当該区域における浸透地盤の浸透能力が想定できる場合には、既往の資料を使用することとして差し支えない。</p>

改 正	現 行
<p><u>エ</u> 浸透地盤の浸透能力の低い土質を改善する必要がある場合は、透水層まで掘削し、浸透能力の高い土砂に置き換えるものであること。</p> <p><u>オ</u> 流入土砂により浸透地盤の浸透能力の低下が見込まれる場合は、上流側に沈殿池を設置し、土砂等の流入を防止する措置が講じられていること。</p> <p><u>カ</u> 浸透池は、原則として掘り込み方式であること。 ただし、やむを得ず築堤方式とする場合は「防災調節池等技術基準（案）」（社団法人日本河川協会）によるものであること。</p> <p><u>キ</u> 流入土砂を排除する必要がある場合の浸透池の深さは3メートル以内とする。 ただし、維持管理のための管理道を設置した場合はこの限りでない。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>8 (省略)</p> <p><u>9 仮設防災施設の設置等に関する基準</u> <u>開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施工程程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。</u></p> <p><u>10 防災施設の維持管理に関する基準</u> <u>開発行為の完了後においても整備した排水施設や調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について施工計画書及び維持管理計画書で確認できること。</u></p>	<p><u>ウ</u> 浸透地盤の浸透能力の低い土質を改善する必要がある場合は、透水層まで掘削し、浸透能力の高い土砂に置き換えるものであること。</p> <p><u>エ</u> 流入土砂により浸透地盤の浸透能力の低下が見込まれる場合は、上流側に沈殿池を設置し、土砂等の流入を防止する措置が講じられていること。</p> <p><u>オ</u> 浸透池は、原則として掘り込み方式であること。 ただし、やむを得ず築堤方式とする場合は「防災調節池等技術基準（案）」（社団法人日本河川協会）によるものであること。</p> <p><u>カ</u> 流入土砂を排除する必要がある場合の浸透池の深さは3メートル以内とする。 ただし、維持管理のための管理道を設置した場合はこの限りでない。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>8 (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正	現行
<p>第3 水害の防止（法第10条の2第2項第1号の2関係事項）</p> <p>1 調節池の設置に関する基準</p> <p>開発行為をしようとする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、次の(1)から(6)に掲げる基準により調節池の設置が適切に講じられているものと認められること。</p> <p>ただし、宅地造成等事業については、都市計画法第33条第1項及び宅地造成等規制法第9条第1項の基準によることとして差し支えない。</p> <p>(1) 洪水調節容量は、開発行為をしようとする森林の下流において、当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。</p> <p><u>ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。</u></p> <p>なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合、又は、河川管理者等と協議した結果、水害の防止に関する措置の必要がない場合等には、第2-7-1によるものであること。</p> <p>(2) 調節池は、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて<u>第2-7-1による</u>必要な堆砂量が見込まれていること。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p><u>(5) 開発行為の施行に当たって、水害の防止のために必要な調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。</u></p> <p><u>(6) 開発行為の完了後においても整備した調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について施工計画書及び維持管理計画書で確認できること。</u></p>	<p>第3 水害の防止（法第10条の2第2項第1号の2関係事項）</p> <p>1 調節池の設置に関する基準</p> <p>開発行為をしようとする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、次の(1)から(4)に掲げる基準により調節池の設置が適切に講じられているものと認められること。</p> <p>ただし、宅地造成等事業については、都市計画法第33条第1項及び宅地造成等規制法第9条第1項の基準によることとして差し支えない。</p> <p>(1) 洪水調節容量は、開発行為をしようとする森林の下流において、当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。</p> <p>なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合、又は、河川管理者等と協議した結果、水害の防止に関する措置の必要がない場合等には、第2-7-1によるものであること。</p> <p>(2) 調節池は、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正	現 行								
<p>第4 (省略)</p> <p>第5 (省略)</p> <p>第6 太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為に関する事項(法第10条の2第2項第2号及び第3号関係事項)</p> <p>太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為を行う場合には、第2章第1から第5の基準に加え、次の1から3に掲げる基準により適切な措置が講じられているものと認められること。</p> <p>1 雨水等の排水施設に関する基準</p> <p>雨水等の排水については、次の(1)及び(2)に掲げる基準により、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられていること。</p> <p>(1) 地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われている箇所については、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算定に用いる流出係数が第2-6-(1)の表2によらず、次の表を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>地表状態\区分</th> <th>浸透能小</th> <th>浸透能中</th> <th>浸透能大</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽光パネル等</td> <td>1.0</td> <td>0.9~1.0</td> <td>0.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (省略)</p> <p>2 太陽光発電設備を自然斜面に設置する場合の基準</p> <p>自然斜面に太陽光発電設備等の構造物等を設置する場合は、次の(1)及び(2)に掲げる基準により必要な対策を適切に講じていること。</p> <p>なお、自然斜面とは、開発を行う前の切土及び盛土を行っていない現地形のことをいう。</p> <p>(1) 構造物等を設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を設置していること。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除したうえで、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置していること。</p> <p>(2) 自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害を防止する必要が認められる場合は、排水施設等の必要な防災施設が設置されていること。</p>	地表状態\区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大	太陽光パネル等	1.0	0.9~1.0	0.9	<p>第4 (省略)</p> <p>第5 (省略)</p> <p>第6 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為に関する事項(法第10条の2第2項第2号及び第3号関係事項)</p> <p>太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為を行う場合には、第2章第1から第5の基準に加え、次の1から3に掲げる基準により適切な措置が講じられているものと認められること。</p> <p>1 雨水等の排水施設に関する基準</p> <p>雨水等の排水については、次の(1)(2)に掲げる基準により、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられていること。</p> <p>(1) 地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われている箇所については、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算定に用いる流出係数を0.9~1.0としていること。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>2 太陽光発電施設を自然斜面に設置する場合の基準</p> <p>自然斜面に太陽光発電施設等の構造物等を設置する場合は、次の(1)から(2)に掲げる基準により必要な対策を適切に講じていること。</p> <p>なお、自然斜面とは、開発を行う前の切土及び盛土を行っていない現地形のことをいう。</p> <p>(1) 構造物等を設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を設置していること。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除したうえで、防災施設を確実に設置していること。</p> <p>(2) 自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害を防止する必要が認められる場合は、必要な防災施設が設置されていること。</p>
地表状態\区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大						
太陽光パネル等	1.0	0.9~1.0	0.9						

改正			現行		
<p>3 残置森林等に関する基準 太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為を行う場合は、次の(1)及び(2)に掲げる基準により適切に行われているものと認められること。 (1) (省略)</p>			<p>3 残置森林等に関する基準 太陽光発電施設設備の設置を目的とした開発行為を行う場合は、次の(1)及び(2)に掲げる基準により適切に行われているものと認められること。 (1) (省略)</p>		
<p>表 10 残置森林等の割合及び配置</p>			<p>表 10 残置森林等の割合及び配置</p>		
開発行為の目的	事業区域内における残置森林等の割合	森林の配置等	開発行為の目的	事業区域内における残置森林等の割合	森林の配置等
太陽光発電設備 施設 の設置	森林率は25パーセント以上、かつ、残置森林率は15パーセント以上とする。	1 開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は、周辺部に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所あたりの面積は20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。	太陽光発電施設 設備 の設置	森林率は25パーセント以上、かつ、残置森林率は15パーセント以上とする。	1 開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は、周辺部に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1か所あたりの面積は20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
<p>(注1)～(注3) (省略) (2) (省略)</p>			<p>(注1)～(注3) (省略) (2) (省略)</p>		
<p>表 11 (省略)</p>			<p>表 11 (省略)</p>		
<p>表 12 残置森林等の割合及び配置</p>			<p>表 12 残置森林等の割合及び配置</p>		
開発行為の目的	事業区域内における残置森林等の割合	森林の配置等	開発行為の目的	事業区域内における残置森林等の割合	森林の配置等
太陽光発電設備 施設 の設置	森林率は35パーセント以上、かつ、残置森林率は25パーセント以上とする。	1 開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は、周辺部に幅50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所あたりの面積は20	太陽光発電施設 設備 の設置	森林率は35パーセント以上、かつ、残置森林率は25パーセント以上とする。	1 開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は、周辺部に幅50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1か所あたりの面積は20

千葉県林地開発許可審査基準新旧対照表

改 正			現 行		
		ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。			ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅50メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
(注1)～(注3) (省略)			(注1)～(注3) (省略)		
第3章 (省略)			第3章 (省略)		
附則			附則		
第1 施行期日 この基準は、平成22年10月1日から施行する。			第1 施行期日 この基準は、平成22年10月1日から施行する。		
第2 経過措置 平成22年10月1日前に開発行為の許可申請がなされたものについては「千葉県林地開発許可制度施行要綱（平成12年4月1日施行）を適用するものとする。			第2 経過措置 平成22年10月1日前に開発行為の許可申請がなされたものについては「千葉県林地開発許可制度施行要綱（平成12年4月1日施行）を適用するものとする。		
附則			附則		
第1 施行期日 この基準は、平成24年4月1日から施行する。			第1 施行期日 この基準は、平成24年4月1日から施行する。		
附則			附則		
第1 施行期日 この基準は、令和3年4月1日から施行する。			第1 施行期日 この基準は、令和3年4月1日から施行する。		
第2 経過措置 令和3年4月1日前に開発行為の許可申請がなされたものについては、なお従前の例による。			第2 経過措置 令和3年4月1日前に開発行為の許可申請がなされたものについては、なお従前の例による。		
附則			附則		
第1 施行期日 この基準は、令和5年4月1日から施行する。			第1 施行期日 この基準は、令和5年4月1日から施行する。		
第2 経過措置 令和5年4月1日前に開発行為の許可申請がなされたものについては、なお従前の例による。			第2 経過措置 令和5年4月1日前に開発行為の許可申請がなされたものについては、なお従前の例による。		